

介護予防・日常生活支援総合事業

訪問型・通所型サービス事業所の指定について

介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所の指定について

【訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）】①

1. 新規指定申請の概要

所在地	米子市両三柳323-1 大共ビル3階
事業所の名称	ヘルパーステーション米子小町
事業主体	エース・ケイカク 株式会社
サービス種別	訪問型サービス
指定予定年月日	令和3年8月1日

2. 人員基準

- (1) 訪問介護職員 … 常勤・専従1人、常勤・兼務（サービス提供責任者、管理者）1人
非常勤・専従2人（常勤換算後2.6人）

事業所ごとに、訪問介護相当サービスの提供にあたる介護福祉士等を常勤換算で2.5人以上配置すること。

※常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値。

- (2) サービス提供責任者 … 常勤・兼務（訪問介護職員、管理者）1人配置
（利用見込者数10人⇒常勤1人以上）

事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者（介護福祉士等で専ら訪問介護相当サービスに従事するもの）を配置すること。サービス提供責任者の員数は常勤換算方法によることができる。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る人員基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る人員基準を満たしているものとみなす。

- (3) 管理者 … 常勤・兼務（サービス提供責任者、訪問介護員）1人配置

原則として、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。

※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る設備基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る設備基準を満たしているものとみなす。

4. 運営基準

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。

【訪問型サービス（介護予防訪問介護相当サービス）】②

1. 新規指定申請の概要

所在地	境港市上道町2052-1
事業所の名称	こころね訪問介護ステーション上道町
事業主体	株式会社 メディカル・ケア米子
サービス種別	訪問型サービス
指定予定年月日	令和3年9月1日

2. 人員基準

- (1) 訪問介護職員 … 非常勤・専従2人、常勤・兼務（サービス提供責任者、管理者）1人
（常勤換算後2.75人）

事業所ごとに、訪問介護相当サービスの提供にあたる介護福祉士等を常勤換算で2.5人以上配置すること。

※常勤換算とは、勤務延べ時間数（＝サービス提供に従事する合計時間数）をその事業所の一般常勤職員の所定労働時間で除して、非常勤職員又はパート職員の人数を一般常勤職員の人数に換算した数値。

- (2) サービス提供責任者 … 常勤・兼務（訪問介護職員、管理者）1人配置
（利用見込者数10人⇒常勤1人以上）

事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者の数が40人またはその端数を増すごとに1人以上のサービス提供責任者（介護福祉士等で専ら訪問介護相当サービスに従事するもの）を配置すること。サービス提供責任者の員数は常勤換算方法によることができる。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る人員基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る人員基準を満たしているものとみなす。

- (3) 管理者 … 常勤・兼務（サービス提供責任者、訪問介護員）1人配置

原則として、事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を配置すること。

※事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

事業所に事業運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること。

※指定訪問介護事業者の指定を受け、かつ訪問介護相当サービス事業と指定訪問介護事業とが同一事業所において一体的に運営されている場合は、指定訪問介護に係る設備基準を満たすことをもって、訪問介護相当サービスに係る設備基準を満たしているものとみなす。

4. 運営基準

- ・各利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、訪問介護相当サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護相当サービス計画を作成すること。
- ・運営規程の概要、職員の勤務体制などについて事前説明を行ない、予め利用者の同意を得た上でサービスを提供すること。

※参考 本市の事業所指定状況

◆介護予防・日常生活支援総合事業 訪問型サービス事業所
(令和3年7月1日現在)

サービス種類	サービス提供事業所		
	境港市	米子市	松江市
訪問型サービス	18	7	10

【通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）】

1. 新規指定申請の概要

所在地	米子市大崎1511-1
事業所の名称	通所介護 弓浜ゆうとぴあ
事業主体	社会福祉法人 真誠会
サービス種別	通所介護サービス
指定予定年月日	令和3年8月1日

2. 人員基準

- (1) 介護職員 … 常勤・兼務（同一敷地内の通所介護施設の介護職員）6人
非常勤・兼務（同一敷地内の通所介護施設の介護職員）2人

単位ごとに通所介護相当サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該通所介護相当サービスを提供している時間数で除して得た数が15人までは1以上、15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上配置すること。

- (2) 看護職員 … 常勤・兼務（同一敷地内の通所介護施設の看護職員）1人配置

通所介護相当サービスの単位ごとに、専らそのサービスの提供に当たる者1人以上配置すること。

- (3) 生活相談員 … 常勤・兼務（同一敷地内の通所介護施設の生活相談員）1人配置

生活相談員（専ら当該通所介護相当サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該通所介護相当サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上配置すること。生活相談員または介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- (4) 機能訓練指導員 … 常勤・兼務（同一敷地内の通所介護施設の機能訓練指導員）
1人配置

1以上配置すること。

- (5) 管理者 … 常勤・兼務（介護職員）で1人配置

原則専らその職務に従事する常勤の者1人を配置すること。
※当該通所介護相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3. 設備基準

設備概要

設 備		基準概要
食堂及び機能訓練室（面積）	1 (251㎡)	それぞれ必要な広さを有すること。（支障がない場合は同一の場所とすることも可） 合計した面積が、3㎡に利用定員を乗じて得た面積以上であること。 (3㎡×40人=120㎡)
静養室	2	ベッド4台
相談室	1	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。
事務室	1	

※参考 本市の事業所指定状況

■介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービス事業所

(令和3年7月1日現在)

サービス種類	サービス提供事業所		
	境港市	米子市	松江市
通所型サービス	19	8	10